

令和6年12月9日

新入生保護者の皆様

かつらぎ町立笠田中学校PTA
会長 松田 由香利

令和7年度PTA役員・学年委員の公募について

初冬の候 保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度のPTA役員および学年委員の選出について、裏面「笠田中学校PTA規約（令和5年4月19日 一部改正）」に基づき下記のとおり公募します。

つきましては、立候補または役員選出免除を希望される方は、PTA事務局へお申し出いただくか、各フォームより申請いただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1 公募する役職

新入生の家庭 会計監査1名、学年委員（専門部副部長）3名 計4名

2 公募期間 令和7年2月21日（金）から3月21日（金）まで

3 選出方法

- (1) 各役職とも立候補を希望する方は、公募期間内にPTA事務局まで申し出てください。（下のフォームからも応募できます。）
- (2) 公募期間内に各学年で必要な人数に満たない場合は、入学式において保護者の方による抽選を行います。（欠席の場合はPTA事務局が代理抽選を行う）
- (3) 立候補および抽選により選出された方は、4月に開催される役員選考委員会において互選により担当する役職を決定します。
- (4) 過去にPTA役員等を経験された家庭は、今回の役員選出にあたり選出免除を受けることができます。詳しくは、本校HP「配布資料」にある「役員等選出に係る内規」をご覧ください。

なお、選出免除を希望される方は公募期間内にPTA事務局までお申し出ください。（下のフォームからも免除申請ができます。）

また、フォームまたは申し出されなかった場合は、本来役員選出免除対象の方でも、免除されない場合もありますのでご注意ください。

4 その他 ご不明な点があれば、PTA事務局までお尋ねください。



立候補応募フォーム



役員免除申請フォーム

【担当】

かつらぎ町立笠田中学校PTA事務局
笠田中学校内（教頭：今村）
TEL：0736-22-1068

笠田中学校PTA規約

かつらぎ町立笠田中学校

- 第 1 条 (名 称) 本会は、「かつらぎ町立笠田中学校PTA」と称し、事務局を学校内におく。
- 第 2 条 (目 的) 学校、家庭、社会における生徒の福祉を増進し、保護者及び一般社会の協力を促進して、生徒の心身の健全な発達、学校の環境向上をはかる。
- 第 3 条 (方 針) 本会は、教育を主にする民主団体として活動する。
- 第 4 条 (会 員) 本会の会員は、生徒の保護者及び教員とする。
- 第 5 条 (会 計) 本会の経費は、会費事業収入寄付金によるものとし、会費の月額は総会において決定するものとする。会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。
- 第 6 条 (役 員) 本会の役員は次の通りとし、任期は1か年とする。ただし、再選は妨げない。
会長1名、副会長2名、会計2名(ただし、1名は教員をもって充当する。)、
会計監査2名、書記1名(教員)、各専門部長
- 第 7 条 (顧 問) 本会に顧問をおくことができる。顧問は本部役員会で委嘱する。
- 第 8 条 (役員の選出) 各学級から選出し、総会において承認を得る。
- 第 9 条 (役員の任務) 会長は本会を代表し、各会合を召集するとともに会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わるとともに議事進行に携わる。
会計は金銭の出納を司り、財政の出納にあたる。
会計監査は会計の監査に任ずる。
書記は議事を記録し、庶務を処理する。
- 第 10 条 (学級委員) 学級委員は互選により選出する。人数は別に定める。
- 第 11 条 (専門部) 本会は事業執行のため、次の専門部をおく。
健全育成部 : 生徒の健全育成及び学校施設の整備に関する事項
人権・文化部 : 人権教育の推進、研修会への参加、文化面の活動に関する事項
保健・体育部 : 体育行事への協力及び保健衛生・厚生面の充実
各部に副部長1名をおき、会長はこれを委嘱する。各部長は各部会を召集司会する。
- 第 12 条 (集 会) 総会は年一回以上、役員会は毎学期一回以上、総委員会各部会は随時に開く。
- 第 13 条 (役員会) 役員会は、目的達成のため立案計画討議し、重要事項については総委員会または総会にはかるものとする。
- 第 14 条 (会計監査) 総会において承認された会計監査2名により構成され、会計を監査、結果を総会で報告する。
- 第 15 条 (規約改正) 規約の改正は総会において行い、出席者の3分の2以上の同意を要する。

本規約は昭和38年4月23日より施行する。

昭和41年2月1日	一部改正	平成 9年4月25日	一部改正 (専門部名称変更)
昭和43年4月24日	一部改正	平成13年4月23日	一部改正 (役員数、専門部名称等変更)
昭和46年4月23日	一部改正	平成26年4月23日	一部改正 (役員数、専門部名称等変更)
昭和47年2月18日	一部改正	令和 5年4月19日	一部改正 (役員数、選出の変更、学級委員の新設)
昭和47年4月29日	一部改正		
昭和52年4月27日	一部改正		
昭和54年2月13日	一部改正		
昭和55年2月13日	一部改正		
昭和56年2月14日	一部改正		
昭和59年4月23日	一部改正		

PTA役員等の選出について（案）

1 役職等について

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 会長 | 本会を代表し、各会合を招集するとともに会務を総括する。 |
| (2) 副会長 | 会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。 |
| (3) 会計 | 金銭の出納を司り、財政の出納にあたる。 |
| (4) 会計監査 | 会計の監査に任ずる。 |
| (5) 専門部長 | 各部会を召集司会する。 |
| (6) 専門部副部長 | 専門部長を補佐する。 |
| (7) 専門部員 | 専門部の事業を執行する。 |
| (8) 会員 | 本会の構成員となる。 |

2 役員等の選出について

（学年は前年度）

役職	人数	1年生	2年生	3年生	備考
会長	1		○		2年生から1名選出
副会長	2		○	○	2年生と3年生から各1名選出
会計	1			○	3年生から1名選出
会計監査	2	◆	○		1年生と2年生から各1名選出
専門部長	3		○	○	2年生1名と3年生2名の計3名選出
副専門部長	3	◆			1年生から3名選出
専門部員	12	◆	◆	◆	各学級から各2名選出（学級委員）

（○…前年度に選出、◆…新年度に選出）

3 会議等の構成員について

役職等	監査会	役員会	総委員会	専門部会	総会
会長		○	○		○
副会長		○	○		○
会計	○	○	○		○
会計監査	○		○		○
専門部長		○	○	○	○
副専門部長			○	○	○
専門部員			○	○	○
会員					○
召集人数	4名	8名	24名	各6名	全会員

※ 監査会は、年度末（出納閉鎖後）に開く。

※ 総会は、年1回以上開く。

※ 役員会は、毎学期1回以上開く。

※ 総委員会及び各専門部会は、随時開く。

4 専門部の事業と構成員について

専門部名	主な事業	構成員
健全育成部	生徒の健全育成及び学校施設の整備	部長1
人権・文化部	人権教育の推進、研修会の参加、文化面の活動	副部長1
保健・体育部	体育行事への協力及び保健衛生・厚生面の充実	部員4（計6名）

5 選出スケジュール

時期		内容
前年度	11月初旬	次年度PTA役員の公募
	11月末	次年度PTA役員の公募締切
	12月初旬	役員選考委員会、欠員の確認
	12月（個人懇談）	抽選による欠員補充
	1月	役員選考委員会（役員互選）
新年度	4月（入学式）	1年生役員・学級委員選出
	4月（学活）	2年生学級委員選出
	4月（総会）	役員承認、専門部副部長委嘱
	5月（総委員会→各専門部会）	専門部所属決定、各専門部会義

6 役員等選出に係る内規

職名			免除される役職					
			役員					学級委員
			会長	副会長	会計	会計監査	専門部長	
経験した役職	役員	会長	×	×	×	×	×	×
		副会長		×	×	×	×	×
		会計			×	×	×	×
		会計監査			×	×	×	×
		専門部長			×	×	×	×
	学級委員							△

- (1) 会長経験者は、役員と学級委員の選出免除を受けることができる。
- (2) 副会長経験者は、会長を除く役員と学級委員の選出免除を受けることができる。
- (3) 会計、会計監査及び専門部長経験者は、会長及び副会長を除く役員と学級委員の選出免除を受けることができる。
- (4) 学級委員経験者は、その子に係る学級委員の選出免除を受けることができる。
- (5) 当該年度において役員に選出されている者は、学級委員を兼ねることができない。
- (6) 令和5年度までの地区委員経験者は、役員の選出免除を受けることができる。
- (7) 役員及び学級委員の再任は妨げない。